

豊山町特殊詐欺防止電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、迷惑電話による高齢者への被害を未然に防止するため、特殊詐欺防止電話機等を購入し、及び設置した者に対して予算の範囲内において交付する、豊山町特殊詐欺防止電話機等購入費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 迷惑電話 一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引又は特殊詐欺（対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。以下同じ。）を目的とする電話をいう。
- (2) 特殊詐欺防止電話機等 次に掲げる機器をいう。
 - ア 電話を受信した際、会話の内容を録音する旨の音声案内が流れ、会話の内容を自動で録音することができる機能を有する機器
 - イ 特定の電話からの着信を自動的に判別して通知し、警告を表示し、又は着信を切断する機能を有する機器
 - ウ ア又はイに掲げる機能を有する固定電話機

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 第5条の申請の日の属する年度の末日において65歳以上の者
- (3) 第5条の申請の日において町税を滞納していない者
- (4) 豊山町暴力団排除条例（平成24年豊山町条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないもの
- (5) 特殊詐欺防止電話機等の購入及び設置に係る経費（以下「補助対象経費」という。）に対する他の補助金の交付を受けていない者

(6) 特殊詐欺防止電話機等を購入し、及び設置した後に発生した事件等について、本町が一切の責任を負わないことについて了承した者

2 補助対象経費に係る特殊詐欺防止電話機等は、新品のものに限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、4,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺防止電話機等を購入し、及び設置した日の属する年度の末日までに、豊山町特殊詐欺防止電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の領収書の写し

(2) 購入し、及び設置した特殊詐欺防止電話機等の規格がわかるカタログ、パンフレット、証明書等の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に対して豊山町特殊詐欺防止電話機等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対して豊山町特殊詐欺防止電話機等購入費補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、原則として申請者が指定する金融機関の口座への振込みにより行うものとする。

(交付の取消し)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。